

J Aフクフク年金定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、当組合で既に特定の年金または手当をお受け取りのお客さま、または当組合で新たにお受け取りいただくお客さま、もしくは受取指定を当組合へ変更されるお客様に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金のお預入れおよびお支払いは、特定の年金または手当の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. 預入限度額

預入れ資格のあるお客様お一人につき、300万円を限度とします。

4. 貯金種類及び貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金（以下「スーパー定期1年もの」とよびます。）を作成します。定期貯金の名義は年金受取をされているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 預入れ日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準利率に0.15%を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金の利率

② 6ヶ月以上1年未満 「6(1)」の約定利率×50%

7. 満期後の本定期貯金の適用利率

満期後の適用利率は満期日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

8. 預入期間中に当組合で年金の受取りがなされない場合の取扱い

(1) 証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの当該金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

9. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

下記の年金または手当の支給を受けている方が対象です。

昭和 61 年 3 月 31 日までに受給権を取得している方			
年 金	ご利用いただける方		窓口へ提示いただく証書等
	(旧) 国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書
		老齢特別給付金受給者	国民年金証書
	(旧) 厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書
		共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者
昭和 61 年 4 月 1 日以降に受給権を取得した方			
国民年金	ご利用いただける方		窓口へ提示いただく証書等
	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者		国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
恩給	増加恩給受給者 傷病年金受給者 特例傷病恩給受給者		恩給証書
	普通扶助料受給者 公務扶助料受給者 増加非公死扶助料受給者 特例扶助料受給者 傷病者遺族特別年金受給者		恩給証書 (および遺族であることを証する書類)

	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書
各種 手 当	特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当証書
	障害児福祉手当受給者	障害児福祉手当受給者証明書
	特別障害者手当受給者	特別障害者手当受給者証明書
	福祉手当受給者	福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者	医療特別手当証書
	特別手当受給者	特別手当証書
	健康管理手当受給者	健康管理手当証書
	保険手当受給者	保険手当証書

◎ 福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は、福祉事務所に申請すれば交付が受けられます。

対象とならない受給者

- 障害厚生年金・遺族厚生年金のみの受給者の方
- 障害共済年金、遺族共済年金のみの受給者の方
- 重度心身障害者等福祉年金等の受給者の方
- 受給資格があるが（証書をもっていても）実際に支給を受けていない方